

変更対比表（赤穂海浜公園）

箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）
募集要項 P. 8	<p>(1) 業務範囲及び対象施設の概要</p> <p>業務範囲及び対象施設は、「1.(3) 公園の概要」に示した範囲及び公園施設を対象とします。</p>	<p>(2) 業務範囲及び対象施設の概要</p> <p>「2.(3) 指定管理業務の内容」を業務範囲とし、塩田施設及び赤穂市立海洋科学館を除く本公園の施設を対象とします。</p>
募集要項 P. 15	<p>エ 利用促進事業</p> <p>・使用料の納付</p> <p>利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。(P.38<参考2:使用料>参照)ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができることがあります(減免規定は条例に規定)。</p>	<p>エ 利用促進事業</p> <p>・使用料の納付</p> <p>利用促進事業を実施するに当たり、都市公園法第6条又は兵庫県立都市公園条例第4条に基づく許可申請が必要となります。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第11条に基づく使用料を納付して頂きます。(P.38<参考2:使用料>参照)ただし、事業内容に応じて50%又は100%の減免ができることがあります(減免規定は条例に規定)。(利用促進事業の使用料は100%の減免になります)</p>
募集要項 P. 17	<p>(オ) 委託費</p> <p>また、公園施設の予約は、次期指定管理者の変更(ホームページの変更等)に伴うトラブルが生じないように、円滑な移行が図られるようにしてください。</p> <p>なお、(公財)兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システムに参加することは可能ですが、その場合、費用の負担が必要となります。HPアドレス： http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#</p>	<p>(オ) 委託費</p> <p>また、公園施設の予約は、次期指定管理者の変更(ホームページの変更等)に伴うトラブルが生じないように、円滑な移行が図られるようにしてください。</p> <p>なお、(公財)兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システムに参加することは可能ですが、その場合、費用の負担が必要となります。HPアドレス： http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#</p>
募集要項 P. 24 様式集 応募書類一 覧表 応募資料作 成要領	<p>損益計算書(製造原価報告書及び販売費及び一般管理費の明細を含む)</p>	<p>直近3ヶ年の損益計算書(製造原価報告書及び販売費及び一般管理費の明細を含む)</p>
募集要項 P. 27	-	<p>h プレゼンテーション審査の参加者は5名までとします。</p>
管理水準書 P. 25	<p>Ⅲ-2 事業内容及び実施条件等</p> <p>なお、活性化事業の内容により指定管理事業を含む管理水準書の変更が必要な場合は、県と協議のうえ、本管理水準書を見直す場合がある。</p>	<p>Ⅲ-2 事業内容及び実施条件等</p> <p>なお、指定期間中に県による遊具の新設等、収益施設に関連する施設の設置・改修等が発生する場合がある。その場合は県との調整に真摯に対応すること。</p> <p>なお、活性化事業の内容により指定管理事業を含む管理水準書の変更が必要な場合は、県</p>

箇所(頁)	変更前	変更後 (変更箇所は赤字)																
		と協議のうえ、本管理水準書を見直す場合がある。																
管理水準書 P. 27	1.3 保証金 保証金＝新規収益施設延床面積×単価	1.3 保証金 保証金＝ 新規 収益施設延床面積×単価																
様式集 応募書類一 覧表	副本の提出部数「1～15」部	副本の提出部数 各「1」部																
資料集 P. 22	<table border="1"> <tr> <td>耕運機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>芝くず集積機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パワーサッチャー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンプレッサー</td> <td></td> </tr> </table>	耕運機		芝くず集積機		パワーサッチャー		コンプレッサー		【備品の取得年月日追加】 <table border="1"> <tr> <td>耕運機</td> <td>H20. 7. 30</td> </tr> <tr> <td>芝クズ集積機</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>パワーサッチャー</td> <td>H13. 3. 15</td> </tr> <tr> <td>コンプレッサー</td> <td>H18. 7. 8</td> </tr> </table>	耕運機	H20. 7. 30	芝クズ集積機	不明	パワーサッチャー	H13. 3. 15	コンプレッサー	H18. 7. 8
耕運機																		
芝くず集積機																		
パワーサッチャー																		
コンプレッサー																		
耕運機	H20. 7. 30																	
芝クズ集積機	不明																	
パワーサッチャー	H13. 3. 15																	
コンプレッサー	H18. 7. 8																	
審査基準 「職員の資 格・経験」	職員の都市公園の管理運営に係る資格 (（技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士のいずれか) を有している又は都市公園の管理した経験が1年以上ある者の配置数を評価	職員の都市公園の管理運営に係る資格 (（技術士（建設部門：都市及び地方計画、総合技術監理部門：建設）、1級造園施工管理技士、1級土木施工管理技士、公園管理運営士のいずれか) を有している又は都市公園の管理した経験が1年以上ある者の 配置数 を評価 【審査の視点の追加】 いずれかの資格を有している、もしくは1年以上の管理がある職員が1名以上配置されている： 1点																
審査基準 「活性化事業の実施内容」	—	【審査基準の追加】 7) 過去実施した「民間によるパークマネジメント導入に向けた事業可能性調査」に参加し、今回の提案に活かされているか。																
その他	—	【資料追加】 ・利用促進事業・収益事業比較 ・光熱水費の実績 ・小規模修繕リスト 【参考資料追加】 ・図面（クラブハウス、サービスセンター、ボート管理棟、オートキャンプ場センターハウス、管理棟、流れ・噴水）																